

丹波市分別収集計画（第9期）

令和元年9月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、当市が有する最終処分場についても残余容量に限りがあるため、有用な活用を図ることが必要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・消費者（市民）、事業者、行政が一体となった取組による環境負荷の少ない社会の実現
- ・より一層の積極的な容器包装廃棄物の排出抑制の促進及び分別収集による廃棄物資源の有効利用

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	3,714t	3,666t	3,619	3,572t	3,530t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の増大等ごみ処理の状況についての情報を提供し、現状の認識を促す。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を図る。

・リユース製品の普及、販売の促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、丹波市が有する収集機材、中間処理施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色トレイ含む）

※収集に係る分別の区分については、山南地域のみ缶・ガラスびん混合。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
主としてスチール製の容器	計画収集	61.4t	58.3t	55.3t	52.6t	49.9t
	集団回収	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	店頭回収	2.3t	2.1t	2.0t	1.9t	1.8t
	合計	63.7t	60.4t	57.3t	54.5t	51.7t
主としてアルミ製の容器	計画収集	37.5t	37.7t	37.9t	38.1t	38.4t
	集団回収	18.7t	18.8t	19.0t	19.1t	19.2t
	店頭回収	7.4t	7.4t	7.4t	7.5t	7.5t
	合計	63.6t	63.9t	64.3t	64.7t	65.1t
無色のガラス製容器	引渡数量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	独自処理量	141.7t	138.1t	134.5t	131.1t	127.7t
	集団回収	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	合計	141.7t	138.1t	134.5t	131.1t	127.7t
茶色のガラス製容器	引渡数量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	独自処理量	125.3t	122.1t	119.0t	115.9t	112.9t
	集団回収	11.6t	11.3t	11.0t	10.7t	10.4t
	合計	136.9t	133.4t	130.0t	126.6t	123.3t
その他のガラス製容器	引渡数量	48.1t	46.8t	45.6t	44.4t	43.3t
	独自処理量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	集団回収	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	店頭回収	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
合計	48.1t	46.8t	45.6t	44.4t	43.3t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く。）	計画収集	2.5t	2.4t	2.3t	2.3t	2.2t
	集団回収	1.2t	1.2t	1.2t	1.1t	1.1t
	店頭回収	5.5t	5.4t	5.3t	5.2t	5.0t
	合計	9.2t	9.0t	8.8t	8.6t	8.3t
主として段ボール製の容器	計画収集	28.7t	28.4t	28.1t	27.8t	27.5t
	集団回収	206.4t	204.2t	202.1t	200.0t	197.9t
	合計	235.1t	232.6t	230.2t	227.8t	225.4t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	引渡数量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	独自処理量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	集団回収	5.1t	5.0t	5.0t	4.9t	4.9t
	店頭回収	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
合計	5.1t	5.0t	5.0t	4.9t	4.9t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	引渡数量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	独自処理量	79.0t	78.8t	78.6t	78.4t	78.2t
	集団回収	1.3t	1.3t	1.3t	1.3t	1.3t
	店頭回収	17.6t	17.6t	17.5t	17.5t	17.5t
合計	97.9t	97.7t	97.4t	97.2t	97.0t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	引渡数量	352.3t	348.6t	344.9t	341.3t	337.7t
	独自処理量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	集団回収	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	店頭回収	5.1t	5.0t	5.0t	4.9t	4.9t
	合計	357.4t	353.6t	349.9t	346.2t	342.6t
	うち白トレイ店頭回収	3.2t	3.2t	3.1t	3.1t	3.1t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直前年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
63,704人	63,035人	62,373人	61,718人	61,070人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
-1.05%	-1.05%	-1.05%	-1.05%	-1.05%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分		収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類		市による定期収集 市民団体による集団回収	市 民間業者
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	無色	市による定期収集 市民団体による集団回収	市 民間業者
	茶色のガラス製容器		茶色		
	その他のガラス製容器		その他色		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		市による定期収集 市民団体による集団回収 店頭回収	市 民間業者
	段ボール	段ボール			
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装			

プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集 市民団体による集団回収 店頭回収	市 民間業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	店頭回収	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

丹波市クリーンセンターにて缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装の選別、圧縮、保管を行う。その他の品目についても、同施設にて選別、保管を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者からの委員で構成される丹波市廃棄物減量等推進審議会により、市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進める。また、自治会等の市民団体の協力により、自主的な地域リサイクル活動を推進する。
- ・ 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。
- ・ 施設見学、リサイクル教室等を実施し、ごみの減量化、資源の再利用、分別についてなど啓発を行う。